

## 実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める署名

公立高校授業料不徴収や高等学校等就学支援金制度が2010年4月から実施されました。しかし、不況が続くなか、経済的な理由で生活するのが困難な家庭が多く、授業料以外の学校納付金等が依然として生活基盤を圧迫し、学校納付金を滞納している現状も見受けられます。また、近隣の高校が無くなったことにより、通学にかかる費用が増えているという例も報告されています。このままでは、生徒や保護者にとって実質的な経済負担が重くのしかかり、高校の就学を続けるのが困難な事態が起きる可能性が懸念されます。教育費の無償化は世界的な流れでもあり、授業料だけでなく、教育予算を大幅に増額して学校納付金等も無償化することが求められています。未来を担う高校生が、お金の心配をしないで安心して学校に通い、教育を受ける環境を整備することは、生徒・保護者・国民・教育行政関係者の願いでもあり、「平等な教育」「教育の機会均等」や「教育を受ける権利」を保障するような制度を早急に整えなければなりません。

また、実験・実習教育は、科学的な世界観・物質観や技術・技能を習得するためには必要不可欠な教育です。しかし、これらに必要な施設は老朽化し、設備は不足しています。また、複数指導をおこなうための教諭の配置がないため、充実した実験・実習教育を行うためにも限度があります。学校における教育費を増額し、教職員の定数を増やすことによって、生徒や教職員にとって安全でゆたかな実験・実習教育を保障することが必要です。

私たち「実習助手」は教諭と協力して実験・実習の指導に当たっています。しかし、現行制度においては学校現場での教育活動に様々な制約があります。文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答していますが、そのように認識するのであれば現行制度の矛盾を改善するべきです。以上の観点に立ち、下記事項の実現を要求します。

### 記

#### 一、予算・設備について

- ① 教育予算を大幅に増額し授業料以外の学校納付金を無償にすること。
- ② 実験・実習にかかわる予算を大幅に増額すること。
- ③ 実験・実習のための施設・設備を整備すること。

#### 一、現行の定数配置について

- ① 実験・実習教育の充実のため、高等学校設置基準の「実習助手……を必要に応じて置くものとする」規定を「置かなければならない」に戻すこと。
- ② 実験・実習が少人数（1グループ数名）でおこなえるように、標準法を改善すること。

#### 一、現行の「実習助手」制度の改善について

- ① 「実習助手」の職名及び「教諭の職務を助ける」という規定を実態に即して改善すること。
- ② 単位認定講習を全教科開催し、「実習助手」の教員免許取得を保障すること。
- ③ 実習免許を取得した「実習助手」の教諭任用を促進するよう各都道府県教委を指導すること。

#### 一、「実習助手」制度改革について

「実習助手」制度を廃止し、教諭に一元化すること。そのため、学校教育法、教職員定数法など関連諸法規の改正をおこなうこと。

氏 名	住 所

2012年2月 日

文部科学大臣 様

## 実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革に関する署名

公立高校授業料不徴収や高等学校等就学支援金制度が2010年4月から実施されました。しかし、不況が続くなか、経済的な理由で生活するのが困難な家庭が多く、授業料以外の学校納付金等が依然として生活基盤を圧迫し、学校納付金を滞納している現状も見受けられます。また、近隣の高校が無くなったことにより、通学にかかる費用が増えているという例も報告されています。このままでは、生徒や保護者にとって実質的な経済負担が重くのしかかり、高校の就学を続けるのが困難な事態が起きる可能性が懸念されます。教育費の無償化は世界的な流れでもあり、授業料だけでなく、教育予算を大幅に増額して学校納付金等も無償化することが求められています。未来を担う高校生が、お金の心配をしないで安心して学校に通い、教育を受ける環境を整備することは、生徒・保護者・国民・教育行政関係者の願いでもあり、「平等な教育」「教育の機会均等」や「教育を受ける権利」を保障するような制度を早急に整えなければなりません。

また、実験・実習教育は、科学的な世界観・物質観や技術・技能を習得するためには必要不可欠な教育です。しかし、これらに必要な施設は老朽化し、設備は不足しています。また、複数指導をおこなうための教諭の配置がないため、充実した実験・実習教育を行うためにも限度があります。学校における教育費を増額し、教職員の定数を増やすことによって、生徒や教職員にとって安全でゆたかな実験・実習教育を保障することが必要です。

私たち「実習助手」は教諭と協力して実験・実習の指導に当たっています。しかし、現行制度においては学校現場での教育活動に様々な制約があります。文部科学省は「実習助手は必要な職種」と回答していますが、そのように認識するのであれば現行制度の矛盾を改善するべきです。以上の観点に立ち、下記事項の実現を要求します。

### 記

#### 一、予算・設備について

- ① 教育予算を大幅に増額し授業料以外の学校納付金を無償にすること。
- ② 実験・実習にかかわる予算を大幅に増額すること。
- ③ 実験・実習のための施設・設備を整備すること。

#### 一、現行の定数配置について

- ① 実験・実習教育の充実のため、高等学校設置基準の「実習助手……を必要に応じて置くものとする」規定を「置かなければならない」に戻すこと。
- ② 実験・実習が少人数（1グループ数名）でおこなえるように、標準法を改善すること。

#### 一、現行の「実習助手」制度の改善について

- ① 「実習助手」の職名及び「教諭の職務を助ける」という規定を実態に即して改善すること。
- ② 単位認定講習を全教科開催し、「実習助手」の教員免許取得を保障すること。
- ③ 実習免許を取得した「実習助手」の教諭任用を促進するよう各都道府県教委を指導すること。

#### 一、「実習助手」制度改革について

「実習助手」制度を廃止し、教諭に一元化すること。そのため、学校教育法、教職員定数法など関連諸法規の改正をおこなうこと。

住所

団体名

代表者氏名

印